

令和5年度第7回

## 下松市農業委員会総会議事録

令和5年10月10日（火）10時から

下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

## 令和5年度第7回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年10月10日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（8人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席（0人）

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（5人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 5番 弘中 健治

6番 本村 学

・欠席（1人）

4番 金藤 哲夫

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

協議事項（1）意見書について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 非農地証明交付申請の承認について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局長 松本 厚二

書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

## 第7回 定例総会 会議の概要

- 事務局 それでは、ただ今より10月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。金藤哲夫推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。
- 議長 皆さん、おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願ひ致します。
- 事務局 議案書1ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号1番。土地は2筆あります、1つ目、土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域内、面積は3,512m<sup>2</sup>のうち2,552.12m<sup>2</sup>。貸付人は●●●さん、2つ目、土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿、現況とも畠、農振区分は農用地区域外、面積は1,259m<sup>2</sup>のうち321.22m<sup>2</sup>、貸付人は●●●●さん。2筆の合計面積が2873.34m<sup>2</sup>で、借受人は●●●●●●●。転用目的は、山陽新幹線新畠工線橋撤去工事に伴う作業ヤードとして一時転用するものです。本件は、農用地区域内農地が含まれますので、山口県農業会議の常設審議委員会への意見聴取議案となります。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願ひします。
- 議長 近藤政司委員、お願いします。
- 近藤委員 ご報告申し上げます。9月29日に河本さんと田中結委員さんとで現地調査に行ってきました。場所は7ページに地図をご覧ください。左側に●●●●があります。その下の農道を東に500mくらい進んだ所に現地があります。丁度●●●●の上に橋がかかっている所です。その橋が老朽化で撤去するという話になったそうです。作業ヤードは何年か使われていないような所で、草とか生えておりましたけれど。この上に鉄板をはって工事をされるそうなので、土をのけるようなことはなく、撤去して耕作すれば、すぐ出来るような状態です。短期間ではありますけれど、作業をするのには仕方ないことかなと思います。ご審議よろしくお願ひします。
- 議長 近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番について

はこれを可とする方は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。次、事務局お願いします。

事務局 協議事項の「意見書」についてご説明いたします。

本日お配りしました別紙の資料をご覧ください。本意見書は、農業委員会法第38条に基づき、農業委員会が市長に提出するものです。前回の総会で、委員の皆さんから意見を募り、会長と相談のうえ、事務局で案を作成しております。内容については昨年と同様、3項目あげております。一つ目は、担い手への支援の充実強化、2つ目は、担い手への農地利用の集積・集約化、3つ目は、農業委員会体制・デジタル化の強化推進です。担い手支援では、農業用機械の購入支援、圃場の整備、燃料代等への支援、遊休農地の支援の4つを挙げています。農業用機械の購入支援は昨年も要綱をあげて一定の改善が図られましたが、大型機械への支援としてはまだまだ不十分なところもあり、拡充を要望するものです。農地利用の集積・集約化については、地域計画の策定年度が来年度ということもあるため、計画の策定を急ぎ、情報について、農業委員会と共有するよう要請します。最後の体制強化、デジタル化の強化推進ですが、タブレットの追加購入など、業務環境の整備を要望します。

以上、事務局で意見書案を作成しましたので、ご協議いただきたいと思います。なお、提出時期につきましては、来年度予算に反映されるよう、10月後半から11月前半に、会長が市長に直接手渡したいと考えております。以上です。

議長 この件について、不足する部分があれば事務局に意見を出してください。最終的に市長に提出したいと思います。はい、大本委員。

大本委員 はい。1 担い手への支援の充実強化の(1)ですが、ここでいう現行の支援策はあって、どの程度が消化されるとかいうデータはないんですか?だから不足しているんだとか、だからここをやるんだとか、もっと具体的な事は書けないですか?

事務局 はい。支援策につきましては前回の会議で申し上げましたが、農業機械購入支援につきまして、5%の補助で、上限が認定農業者は30万円まで、それ以外については15万円までというのがあります。

大本委員 これについて、現状の消化はどうなんですか?

事務局 すみませんが、昨年度の消化率については確認していませんが・・・。

大本委員	じゃあ何で不足だと分かるんですか？
事務局	これは、認定農業者の場合、例えば600万円のものを買うと30万円の補助になります。ご意見いただいたのが、補助金の上限は上がったのはありがたいのだけれど、購入金額の5%は少ないのでないかという話がありました。他市につきましても、5%、10%、15%と上げている所も聞いておりますので、そういう事につきまして、今回要請をして欲しいという意見をいただいております。
大本委員	何かよく分からぬですね。もしかして、10%にしたらこれだけ改善できたという要望もあったんだけど、5%にしているから誰も使わなかつたという事を言っているのですか？
事務局	利用される方は、買う場合は確かに使われると思うのですが、それが100万円に対して5万円しか補助がないのでは少ないよね、という事で、100万に対して10万、20万円の補助を求めていきたいというのが主旨です。
大本委員	現行の制度でどういう所に問題があるから、拡充して欲しいというような格好で論理を展開していかないと、これだけじゃ分からぬですよね。
議長	具体的に数字を上げたらいいかと思いますが。
小林(推)委員	具体的には補助金が少ないので利用する価値がないんだと思いますよ。
大本委員	読んでも分かりませんよ。全然利用されていないのは周知が足りないのか、制度が悪いのか、書けばいいじゃないですか。予算を取ったけど何%しか使われていないと。それはなぜかと言うとかくかくしかじかと。こうなんだと。だから変えて欲しいという論理を書いた方がいい。2番も3番も全部同じだと思うんですけど。
議長	例えば農機具の半分を補助しちゃあげようと言えば、買う人もいる、使う制度を利用する人もおるじゃろうが、たったの5万円ではね。もらう人もあるかもしけんが、制度は悪いと思っています。
小林(推)委員	私もそう思います。手続きも色々な書類を出して大変です。ですからおそらく、メリットが少ないので申請する人がいないんだろうと思います。
大本委員	ばらまくのもちょっと、と思いますけどね。
議長	例えば、若い担い手の育成でも、まず機械がないと。手じゃできん。機械も何

	百万円とかかる。農業に魅力があるから挑戦してみようかなと思っても、あまりにも膨大な資金がいるから、それなら断念するしかないという事になって、支援策があったとしても利用されない。そういう状態です。国もそうです。しかし、市はですね、市の担い手を作りたいという熱意があるのなら具体的な支援を要望するしかないと思います。だから具体的に入れた方がいいのではないでしようか。
事務局	はい。ではこちらの方は具体的な形で書きたいと思います。これまでも会長から直接市長にお渡ししておりましたので、詳しい内容については説明の中でしていくというところもあったのですが、意見書にはできるだけ詳しい内容で書いていきたいと思います。修正した内容については会長に相談させていただいて出させていただくということでよろしいでしょうか。詳しい資料も提出の時に一緒に出したいと思います。
議長	もうちょっと具体的に分かるように説明せんとね、今の下松市の体制じゃあね、農業を分かつちよる人はおらんと思いますよ。分からん人に分かってもらう為には、具体的に数字を上げて、こうなんだ、だからこういう風にしてくださいよと言わないと。
小林(推)委員	●●市とか色々具体的な数字を、資料を作っていますよね。見てもらったら分かると思うんですけど。
議長	文言を羅列するんじゃなくて、数字も併せるようにしていただきたいと思います。
事務局	はい。
議長	大本委員、よろしいですか。
大本委員	はい。
議長	はい、それでは修正をお願いします。他に意見はありますか？藤田委員。
藤田委員	防除柵の補助制度ですが、大きい農家と小さい農家で金額が同じなのはどうかなと思います。だから広さか何かでやっていただければ助かるかなと思います。
小林(推)委員	経営規模とかね。
藤田委員	はい。
議長	それはそうですね。

- 大本委員 最近猪は減っているのですか？
- 議長 去年の6月頃に豚熱が下松市に発生したんですよ。それから急速に拡大して、今年の1月頃には約8割死滅しました。ところが春先になって残った2割が子供を産んで、子供が物凄いおる。獲ってもよそから入ってくるわけですよ。陽性のものはいないのですが繁殖したため、来年は増えることは予想されます。それ以外は猿、熊、ヌートリア、アライグマ、鹿が増えないといいなと思います。
- 次、事務局お願いします。
- 事務局 議案書の8ページに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届け出が1件ございました。  
議案書の9ページに、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届け出が3件ございました。  
議案書の10ページに、報告第2号「非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)」、申請が1件ございました。  
添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。  
以上です。
- 議長 報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。  
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
その他連絡事項はありますか。
- 事務局 はい、その他連絡事項としまして、別紙をお配りしております、「下松市農業委員会視察研修、懇親会について」説明させていただきます。説明書とアンケート2枚あります。
- ( 説明 )
- 以上になります。
- 議長 はい。その他意見はありますか。  
これで10月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございます。

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

署名委員

署名委員

清川  
内山 福介

田中 純吉